

○日野市まちづくり指導基準（案）

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 2 条）
- 第 2 章 計画的なまちづくり（第 3 条—第 5 条）
- 第 3 章 住み続けられるまちづくり（第 6 条—第 12 条）
- 第 4 章 福祉のまちづくり（第 13 条）
- 第 5 章 安全で安心なまちづくり（第 14 条—第 17 条）
- 第 6 章 環境共生型の住まいづくり（第 18 条）
- 第 7 章 日野の風景づくり（第 19 条）
- 第 8 章 文化財の保護及び保全（第 20 条）
- 第 9 章 みどり豊かなまちづくり（第 21 条—第 24 条）
- 第 10 章 水辺を生かしたまちづくり（第 25 条—第 26 条）
- 第 11 章 農あるまちづくり（第 27 条）
- 第 12 章 上水道、下水道、污水处理施設の整備（第 28 条—第 32 条）
- 第 13 章 防災まちづくり（第 33 条—第 35 条）
- 第 14 章 補則（第 36 条—第 41 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この指導基準は、日野市まちづくり条例（平成 17 年条例第 ■ ■ 号。以下「条例」という。）第 8 条第 6 号の規定に基づき、まちづくりにおける必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第 2 条 この指導基準において用いられる用語の意義は、条例の例によるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- （ 1 ）共同住宅等 共同住宅、長屋、寄宿舍、下宿その他これらに類するもの（他の用途の併用を含む。）
- （ 2 ）単身者用共同住宅 主たる居室が一つで、単身者用として使用される住戸によって構成される共同住宅等

第 2 章 計画的なまちづくり

(地区計画等の活用)

第3条 事業者は、開発事業を計画するに当たり、開発事業の区域の良好な住環境を確保するため、地区計画等の活用及び建築協定の締結に努めるものとする。

(都市計画事業等への協力)

第4条 事業者は、開発区域内に都市計画で定められた道路、公園及び緑地について、市長が必要と認めた場合は、当該都市計画の実現に協力するものとする。

(敷地面積)

第5条 事業者は、開発事業を行うに当たり、宅地の一区画の敷地面積は、別表1に定める基準以上を確保するものとする。

ただし、この規定は敷地の形状、面積により最低敷地の面積確保が難しいと市長が認めた場合、適用しない。

なお、都市計画法(昭和43年法律第100号)第12条の4に基づく地区計画が定められている地区については、当該地区整備計画の「建築物の敷地面積の最低限度」に定める敷地面積を確保しなければならない。

別表1

区分	用途 地域	第1種低層住 居専用地域	左記以外の地域	土地区画整理事業 施行中又は完了区域内
	1戸建	130m ²	120m ²	120m ²

備考 ただし、下記の場合、上記の規定を適用しないものとする。

1. 道路位置の指定で、開発区域に設ける区画数が2以下の場合
2. 既存建築物がある区画を含んで道路位置の指定を行う場合

第3章 住み続けられる住まいづくり

(周辺住民等への配慮)

第6条 事業者は、開発事業の施行(既存建築物の解体工事等本工事前の工事を含む。)に当たり、騒音規制法(昭和43年法律第98号)、振動規制法(昭和51年法律第64号)、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号。以下「環境確保条例」という。)の規制基準及び日野市環境基本条例(平成9年条例第5号)等関係法令を遵守し、工事方法等について十分配慮するとともに、工事の騒音、振動及び電波障害等による周辺住民等の被害防止について最善の措置を講じるものとし、工事施行前に周辺住民等と工事協定を締結するよう努めるものとする。

なお、事業の施行により与えたすべての損害について、周辺住民等と協議のうえ事

業者がその責を負わなければならない。

- 2 事業者は、日野市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例(平成 7 年日野市条例第 27 号)に基づきテレビ及びラジオの受信障害(以下「電波障害」という。)を排除するため必要な施設を自己の負担において設置するとともに、その維持管理について必要な事項を関係者と取り決めるものとする。

なお、電波障害を受ける範囲は、建造物に係る電波障害に関して、専門の調査会社の調査結果に基づく影響範囲とする。

- 3 事業者は、工事に伴い地下水の流れを妨げたり、地下水の保全に支障を及ぼさないように、必要な措置を講じるものとする。

- 4 事業者は、周辺住民等の私生活を侵さないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までをゆとりある空間とすること。
- (2) 屋外階段及び開放廊下等は、防音上有効な措置を施すこと。また、玄関等のドアについては、開閉時の衝撃音をやわらげる措置を施すこと。
- (3) 窓や開放廊下等は、目隠しを施す等の措置を施すこと。
- (4) 屋外に設ける高架水槽、揚水ポンプ、冷暖房機等を設置する場合は、隣地との距離等を考慮して設置するとともに、囲いを設けるなど防音、防振に対する措置を施すこと。

(共同住宅等の建築に関する基準)

- 第7条 事業者は、共同住宅等の計画及び建築に当たり、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 事業者は、別表2に定める都市居住型誘導居住水準の規模を確保すること。なお、単身者用共同住宅の各住戸の専用床面積(共用部分、バルコニー等を除く。)は、20平方メートル以上37平方メートル未満とすること。
- (2) 事業者は、単身者用共同住宅の計画及び建築に当たり、計画戸数が20戸以上の場合は、管理人室を設置すること。

別表 2

都市居住型誘導居住水準の規模

世帯人員	室構成	居住室面積 (m^2) (畳)	住戸専用面積 (壁圧補正後)(m^2)
1人	1 D K	20.0 (12.0)	37
1人 (中高齢単身)	1 D K	23.0 (14.0)	43
2人	1 L D K	33.0 (20.0)	55
3人	2 L D K	46.0 (28.0)	75
4人	3 L D K	59.0 (36.0)	91
5人	4 L D K	69.0 (42.0)	104
5人 (高齢単身を含む。)	4 L L D K	79.0 (48.0)	122
6人	4 L D K	74.5 (45.5)	112
6人 (高齢夫婦を含む。)	4 L L D K	84.5 (51.5)	129

備考

- 1 標準世帯とは、この場合、夫婦と分離就寝すべき子供により構成される世帯をいう。ただし、6人世帯の子供については、そのうち2人は同室に就寝するものとする。
- 2 居住室面積には、寝室、食堂室、台所（又は食事室兼台所）及び居間のみを含む。
- 3 住戸専用面積には、寝室、食堂室、台所（又は食事室兼台所）、居間、便所、浴室、収納スペース等を含むが、バルコニーは含まない。なお、住戸専用面積（壁厚補正後）は、鉄筋コンクリート造を想定した壁厚補正を行っている。
- 4 室構成の記号は、数字は寝室数、Lは居間、Dは食事室、Kは台所（ただし、1人世帯のD Kは食事室兼台所）とする。

（共同住宅等の管理に関する基準）

第8条 事業者等は、共同住宅等の管理及び使用に当たり、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 緊急連絡先の名称、住所、電話番号を明示した表示板を玄関ホール等の外部から見やすい場所に設置し、速やかに苦情や緊急時に対応できるよう管理体制を確立すること。
- (2) 原則として、管理人を置くこと。ただし、確実な管理業務を行うことができる場合は、この限りでない。

(3) 共同住宅等を使用するに当たり、次の事項を明記した管理規約又は使用細則（以下「管理規約等」という。）を定め、入居者を指導すること。

ア ごみ収集日以外の日のごみ集積場所への搬入禁止に関すること。

イ 自動車、自転車等の所有者に対する周辺路上への駐車及び放置禁止に関すること。

ウ 騒音、振動及び電波等による近隣住民に対する迷惑行為又は不快行為の禁止に関すること。

エ 危険物及び悪臭のある物品等の持込の禁止に関すること。

オ 管理規約等に違反した入居者に対する指導措置及び排除に関すること。

(4) 共同住宅等を区分所有する場合は、建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）第 3 条の規定による管理を行うための団体を構成し、規約を定めること。

（廃棄物処理）

第 9 条 事業者は、開発事業に当たり廃棄物保管場所を、日野市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成 5 年条例第 16 号）及び日野市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則（平成 5 年規則第 29 号）に基づき設置するものとする。

2 廃棄物保管の設置場所等については、次の各号に基づき市長と協議のうえ定めるものとする。

（ 1 ）廃棄物保管の設置場所

ア 保管場所は、原則として公道（道路）に面し、収集車が容易に横付けできる場所に設置すること。

イ 道路に接しないところに保管場所を設置する場合は、収集車の転回等に支障のない場所とすること。

ウ 保管場所に接する道路が行き止まりになる場合は、収集車の転回の場所を確保すること。

エ 保管場所は、前面にガードレール及び電柱等の障害物がないところに設置すること。

オ 保管場所は、収集作業員が安全に作業できる場所に設置すること。

カ 事業用大規模建築物を建築する場合は、廃棄物保管場所設置届を市長へ提出すること。

（ 2 ）廃棄物保管場所の規模等

ア 共同住宅等の場合の保管場所の面積は、原則として、8 戸以下は 2 平方メートルの面積とし、9 戸以上は 2 平方メートルに 1 戸当たり 0.2 平方メートル(ただし、単身者用住宅の場合は 0.1 平方メートル)を加算した面積とする。

イ 共同住宅等の中に店舗及び事業所が併設されている建物で、特殊なごみや多量にごみが出る場合は、事業ごみの集積場所を別に設置すること。

ウ 事業所等のごみ置き場については、廃棄物を十分に収納し、その種類に応じた適切な保管ができ、搬入、搬出等の作業の安全衛生に十分配慮した保管場所を設置する

こと。

(3) 保管場所の構造

- ア 保管場所は、ごみが散乱しないような構造とすること。特にカラス、猫等による被害を防止するため、ネット等を設置する。
- イ 保管場所は、床はコンクリート造りとし、公道に面する場合は不法投棄されないよう扉等を設置するものとする。
- ウ 資源物（ビン、缶及びペットボトル等）を収集するときに使用するコンテナを設置すること。
- エ 収集場所が道路に面していない場合、収集車がのりあげられる場合はこわれのないような構造とする。

(4) 保管場所の管理

- ア 保管場所の設置及び管理については、すべて事業者等が責任をもって行うこと。
- イ 保管場所の周囲については、臭気の防止及びごみが散乱しないように管理すること。
- ウ 資源物の種類と「ごみはきめられた日に」と表示した看板を設置すること。

(5) ごみ減量等

- ア 10 世帯以上の集合住宅の場合は、資源ごみ集団回収の団体に登録加入するよう努めること。
- イ 廃棄物は決められた種類に分別して、それぞれの指定日に出すこと。
- ウ 集合住宅の完成が近づいたら、入居 10 日前までに、廃棄物処理申請書を市長に提出すること。
- エ 事業者等は、責任をもって「ごみ・資源物分別カレンダー収集予定表」のパンフレットを、入居者に配布すること。
- オ 入居時に多量のごみが出る場合は、事業者等が責任をもって処理すること。
- カ ごみを出す時は、指定収集袋を使用すること。
- キ 建築中の事業ごみは、事業者が処理すること。

(駐輪場の確保)

第 10 条 事業者は、開発事業に当たり開発区域内に、次の各号に掲げる駐輪場を確保するものとする。

- (1) 共同住宅等については、原則として 1 戸当たり 2 台分以上確保すること。ただし、単身者用共同住宅の場合については、1 戸当たり 1 台分以上とすること。
- (2) 店舗等については、利用人員等を勘案し必要台数を確保すること。日野市自転車等の駐車秩序の確保に関する条例(平成 4 年日野市条例第 22 号)第 19 条で指定している区域外においては同条例別表第 3 に定める規模の自転車等駐車場を設置する。
- (3) 前 2 号に規定する駐輪場は、利用者が容易に駐輪できるよう配置すること。

- 2 事業者等は、駐輪場の清掃及び整理整頓をし、日常の管理を十分行うものとする。
- 3 事業者は、駐輪場の設置に当たり、できる限り利用の便に供するよう努めるものとする。
- 4 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に該当する場合は、市長と別に協議するものとする。

（駐車場）

第11条 事業者は、開発事業に当たり駐車場の設置に関する基準は、原則として、駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）第7条第1項から第5項及び第8条から第15条までを準用する。ただし、駐車の用に供する部分の面積が100平方メートル未満のものにあっては、同施行令第7条第3項及び第8条を除き、また、第7条第1項を次のように読み替えるものとする。「自動車の出口及び入口は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条各号に掲げる道路部分、横断歩道橋の昇降口から5メートル以内の道路部分、陸橋の下、橋又は縦断勾配が10パーセントを超える道路に設けてはならない。」

- 2 1台あたりの駐車スペースは、駐車方法等実状により異なるが、原則として、奥行5.0メートル以上、幅2.3メートル以上とする。
- 3 駐車区画は、明確に表示するものとする。
- 4 自動車を昇降させる設備を設ける自動車車庫及び駐車施設等の設備の出入口の前面には、それと同一敷地内に、奥行6メートル以上で幅員が必要かつ十分な待機スペース（空地）又はこれと同規模の車路を必ず設けるものとする。
- 5 駐車場規模は、事業区域内（敷地内）に次の収容能力を確保するものとする。
 - （1） 共同住宅等の場合は、住宅建設戸数分以上の保管場所
 - （2） 店舗・事務所の場合は、1店舗又は1事務所につき1台分以上で、業務用及び顧客用として必要かつ十分と認められる保管場所。ただし、条例第57条第1項第7号に該当する建築物の場合は、別途市長と協議するものとする。
- 6 建築行為で、敷地の形態、接道の状態、周囲の状況等に因り、やむを得ず前項第1号に定める規模の駐車場を開発区域内（敷地内）に確保することが難しいと認められる場合は、別表3に定める軽減率を上限として、開発区域内（敷地内）の駐車場の確保を軽減することができるものとする。この場合は、開発区域内（敷地内）に確保することが難しいと認められる台数分の駐車場を、敷地外（開発区域（敷地）から概ね300メートルの範囲内に努める。）のなるべく開発区域（敷地）に近い場所に確保するものとする。なお、協議を積み重ねた結果開発区域内（敷地内）への駐車場確保がどうしても不可能と認められる場合に限り、別途協議の上、次の表に定める軽減限度率に因らず敷地外（開発区域（敷地）から概ね300メートルの範囲内に努める。）のなるべく開発区域（敷地）に近い場所に確保することもできるものとする。

別表 3

用途地域	建築行為の場合における、計画戸数に対する事業区域内(敷地内)駐車場確保台数の軽減限度
第1種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 準工業地域 工業地域	軽減限度率50%(最低限確保率50%) ただし、単身用共同住宅の場合は軽減限度率70%(最低限確保率30%)
近隣商業地域	軽減限度率60%(最低限確保率40%) ただし、単身用共同住宅の場合は軽減限度率80%(最低限確保率20%)
商業地域	軽減限度率70%(最低限確保率30%) ただし、単身用共同住宅の場合は軽減限度率90%(最低限確保率10%)

備考

- 1 用途地域とは、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する用途地域をいう。
- 2 建築物の敷地が複数の用途地域にわたる場合は、当該敷地の過半の属する用途地域を適用する。

(揭示施設)

第12条 事業者は、市長と協議の上、開発区域内に日野市広報板の設置及び管理に関する規則(昭和62年3月17日制定規則第3号)第2条に規定する広報板を設置するものとする。

第4章 福祉のまちづくり

(福祉のまちづくり)

第13条 事業者は、開発事業に当たり、福祉のまちづくり実現のため、東京都福祉のまちづくり条例(平成7年東京都条例第33号)及び日野市福祉環境整備要綱(昭和63年4月1日制定)に基づき施設を整備するものとする。

第5章 安全で安心なまちづくり

(危険防止対策等)

第14条 事業者は、開発事業の施行について、危険防止対策及び安全対策を十分に講じるものとする。

- 2 工事施行中は、付近に被害が生じないよう万全を期するとともに、被害が生じた場合は、事業者の責任において解決するものとする。

- 3 事業者は、開発事業に係る工事車両等の搬入路及び台数について、市長及び関係機関の指示に従うとともに、関係住民と協議し、交通事故防止、一般通行の障害防止等の対策を講じるものとする。

(防犯まちづくり)

第15条 事業者は、開発事業に当たり、市民に安全で安心なまちを提供するため、東京都安全・安心まちづくり条例(平成15年東京都条例第114号)を遵守し、防犯対策に十分留意して事業を行うものとする。

(道路)

第16条 条例第57条第1項第1号に規定する開発事業により新設される道路の幅員、隅切り及び転回広場等の基準は、東京都の開発行為の許可等に関する審査基準によるものとする。

- 2 条例第57条第1項第3号に規定する開発事業により新設される道路の幅員、隅切り及び転回広場等の基準は、特定行政庁の位置指定道路の手引きによる道路の基準によるものとする。

- 3 前2項の規定において、開発事業を行おうとする場所が建築基準法第42条第1項及び第2項に規定する道路に接する場合で、その道路の幅員が6.5メートルに満たない場合は、道路中心線から別表4のとおり後退し、これを整備しなければならない。ただし、開発事業を行おうとする場所が土地区画整理事業(昭和29年法律第119号)に基づく土地区画整理事業その他により街区の形態が整備されていると市長が認める区域内にある場合は、この限りでない。

別表4

事業の種類	後退部	備考
開発行為	3.25メートル	一方が崖地、用排水路及び鉄道敷き等である場合は、当該崖地等の境界線から道の側に水平距離で6.50メートルとする。

- 4 条例第57条第1項第4号から第10号までに規定する開発事業の事業者は、開発事業を行おうとする場所が建築基準法第42条第2項に規定する道路に接する場合でその道路の幅員が4.5メートルに満たない場合は、道路中心線から水平距離で2.25メートル後退し、これを整備しなければならない。この場合、事業者は市長と土地無償使用承諾書を締結し、その後用地を寄附するものとする。

- 5 事業者は、市道の工事施工に際して次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 水道、下水道及びガス供給等の施設を事業区域内に設置するために市道の区域内で道路占用工事をする場合は、道路占用許可申請書を市長に提出し、許可後施工すること。

- (2) 開発事業で必要となる市道の側溝又は歩道の切り下げ工事等を行う場合は、自費工事承認申請書を市長に提出し、承認を受けた後施工すること。
- (3) 前2項による工事の舗装復旧は、一括で行い、完了後の掘さくは原則として認めないものとする。
- 6 市に帰属される道路は、道路管理者が別に定める基準により舗装し、路面排水施設はL形側溝を使用するものとする。
- 7 事業者に帰属する道路の舗装の仕様は、原則として透水性舗装25型とし、路面排水施設はL形側溝を使用するものとする。
- 8 事業者は、事業区域と取付道路又は既設道路の境界を確定しなければならない。
- 9 市道の認定条件に適合し、市に帰属する道路については境界石等を設置し、道路用地及び道路の付属物は、原則として市に無償で譲渡するものとする。
- 10 事業者は、開発区域への進入路の幅員は、開発区域面積に応じ、原則として、別表5に定める値以上とするものとする。ただし、周囲の状況により特に市長が認めた場合には、この限りでない。

別表5

開発区域面積(平方メートル)	道路幅員(メートル)	備考
1,000以上 3,000未満	5.0以上	
3,000以上 5,000未満	6.0以上	
5,000以上 10,000未満	7.5以上	片側歩道
10,000以上	12.0以上	両側歩道

- 11 開発区域内の道路の幅員は、原則として、有効幅員6メートル以上とするものとする。
- 12 開発区域の幅員7.5メートル以上の道路は、歩車道を分離するものとし、歩道の構造は、セミフラット構造とするものとする。また、道路の交差部等の歩道の切目は、乳母車、自転車、身体障害者等の利用を考慮して切開き構造とし、車輛乗入れ部は、切下げ構造とするものとする。
- 13 開発区域内の道路は、原則として行き止まりとしないものとする。ただし、やむを得ず道路を行き止まりとする場合は、ほかの道路等に接続が予定されているか、又は回転広場、公園及び学校等の入口に接続する場合に限るものとする。
- 14 階段道路は、原則として認めないものとする。ただし、歩行者専用道路の一部として設ける場合で通行の安全上支障がないと認められるものは、この限りでない。
- 15 道路は、特別な箇所を除き同一平面で5以上交会させてはならないものとする。また、食い違い交差や折脚交差を避け、交差角は直角に、縦断勾配は、水平に近いものとする。
- 16 道路が交差し、又は屈折する場合は、原則として、別表6による隅切りを設けるものとする。

別表 6

幅員 (m)	20	15	12	10	8	6	4
交 差 角 度 (度)	120.90.60	120.90.60	120.90.60	120.90.60	120.90.60	120.90.60	120.90.60
20	8.10.12	6.8.10	5.6.8	4.5.6	4.5.6	4.5.6	
15	6.8.10	6.8.10	5.6.8	4.5.6	4.5.6	4.5.6	
12	5.6.8	5.6.8	5.6.8	4.5.6	4.5.6	4.5.6	
10	4.5.6	4.5.6	4.5.6	4.5.6	4.5.6	4.5.6	2.3.4
8	4.5.6	4.5.6	4.5.6	4.5.6	4.5.6	4.5.6	2.3.4
6	4.5.6	4.5.6	4.5.6	4.5.6	4.5.6	4.5.6	2.3.4
4				2.3.4	2.3.4	2.3.4	2.3.4

備考 交差角 60度以下 90度前後 120度以上 (単位：メートル)

- 17 道路の曲線半径は、原則として、主要道路で150メートル、その他の道路では、30メートル以上とするものとし、安全かつ円滑な交通を確保するため、曲線部は片勾配、拡幅、緩和区間、視距離等を考慮するものとする。
- 18 道路の縦断勾配及び縦断曲線は、次のとおりとするものとする。
- (1) 主要道路の縦断勾配は7パーセント以下とするものとする。ただし、地形等により7パーセントを超える場合は、別途市長と協議するものとする。
- (2) 道路の縦断勾配の変化点には、道路構造令に基づき、規定の縦断曲線を設けるものとする。
- 19 道路に片勾配を付ける場合(曲線部等)を除き、路面の種類に応じ次に掲げる値を標準として横断勾配を付するものとする。
- (1) アスファルトコンクリート舗装道等 1.5～2.0パーセント
- (2) 歩道 2.0パーセント
- 20 路面は、原則として、アスファルトコンクリート舗装とし、舗装の合計厚さは単位区間自動車交通量と設計 CBR とから決定することを基本とするが、一般の区画道路については図—1によるものとする。ただし、次に掲げる場合は、別途市長と協議するものとする。
- (1) 地盤が軟弱な道路の場合、交通量の増大が予想される主要道路の場合、及び広幅員の道路の場合
- (2) 縦断勾配が7パーセントを超える場合はスベリ止め舗装とし、その場合のスベリ止め舗装の構造
- 21 道路の排水施設は、次の各号によるものとする。
- (1) 道路の路面排水は、原則として、L型街渠を設けて流末排水施設に接続するものとする。やむを得ずU字溝を使用する場合は、内のり寸法240ミリメートル以上とし、道路を横断する場合は、横断開渠を設け接続するものとする。なお、構造は、それぞれ図—2に基づくものとする。

- (2) 道路の縦断勾配が、7パーセント以上で、その区間延長が40メートル以上となる道路は、路面排水の処理のため、受枠付きグレーチング溝とする。ただし、設置位置については、別途市長と協議する。
- 22 道路が法敷、水路に接し、又は屈曲等交通に危険を伴うおそれがある箇所には、崩壊防止施設及び耐久性材料の防護柵等による危険防止の措置を講ずるものとする。なお、防護柵等は、道路敷内(路面外)に設置し、管理者に帰属するものとする。
- 23 電柱、電話柱及び水道管、ガス管、下水道管の本管等を道路に埋設する場合は、道路法及び日野市道路占用規則(昭和51年規則第10号)によるものとし、事前に関係機関と十分に協議するものとする。
- (1) 電柱、電話柱の設置については、次の事項に留意するものとする。
- ア 歩車道区分のある道については、歩道の車道側に設置するものとする。
- イ 歩車道区分のない16メートル未満の道路については、道路敷には設置しない。ただし、周囲の状況によりやむを得ず設置する場合は、この限りでない。
- ウ 前ア及びイについて共に設置箇所は、片側に統一する。
- エ 歩車道区分のない道路の隅切部分の設置については、円滑な交通を確保するため、隅切角より5メートル以上離して設置する。
- 24 有効幅員が5メートル以上の道路にあっては、区画線(熔着式白線)を施すものとする。
- 25 橋梁の構造については、別途市長と協議するものとする。
- 26 私道の雨水排水は浸透を基本とする。

(交通安全施設)

- 第17条 条例第57条第1項第1号及び第3号に規定する開発事業に係る交通安全施設等の設置については、次の各項に掲げるものとする。
- 2 街路灯の設置については、概ね30メートル毎に街路灯を設置するものとする。ただし、新設される開発区域内の道路に電柱が設置されるときは共架するものとする。
- 3 前項の街路灯の仕様は、市長が指定するものとし、管理番号表示板を設置するものとする。ただし、主要道路の交差点については水銀灯400ワット以上とする。電灯は、街路灯用蛍光灯に自動スイッチを接続するものとし、定格については別途指定するものとする。
- 4 事業者は、必要に応じて次に掲げる施設を整備するものとする。
- ア 交通安全対策上必要な箇所には、防護さく、道路反射鏡等の設置
- イ その他市長が特に必要と認める施設
- 5 有効幅員が5メートル以上の道路にあっては、区画線(熔着式白線)を施すものとする。

第6章 環境共生型の住まいづくり

(環境に配慮した住宅)

第18条 事業者は、開発事業に当たり、地球環境を保全する観点から、エネルギー、資源及び廃棄物等について十分に配慮するとともに、周辺の自然環境と調和した、入居者が主体的に係わりながら健康で快適に生活できるよう工夫された住宅及びその地域環境をめざした住宅の実現のため、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 省資源、省エネルギー型の設備機器を使用すること。
- (2) 太陽熱又は太陽光等の自然エネルギーの活用を図ること。
- (3) 耐久性の高い部材、維持補修のしやすい建材及び構造を使用すること。
- (4) 節水コマ、節水型トイレ等の節水型設備を設置すること。
- (5) 雨水の防火用水、修景用水、散水用水等への利用を促す設備を設置すること。
- (6) 使い捨ての型枠及び梱包の使用を積極的に減らし、再利用すること。
- (7) 周辺の環境に調和する色彩及びデザインを採用すること。
- (8) 雨水により地下水のかん養を図ること。

第7章 日野の風景づくり

(景観)

第19条 事業者は、建築物の計画に当たり、周辺地域の景観に配慮するものとする。

第8章 文化財の保護及び保全

(文化財の保護及び保全)

第20条 事業者は、開発事業の計画に当たり、開発区域が周知の埋蔵文化財包蔵地(文化財保護法(昭和25年法律第214号)第57条の4の規定により周知されたものをいう。)に該当する場合は、文化財保護法その他関係法令の規定に基づき、日野市教育委員会(以下「教育委員会」という。)と事前に協議するものとする。

第9章 みどり豊かなまちづくり

(公園、緑地の設置)

第21条 条例第57条第1項第1号(開発行為)による開発事業を行う事業者は、開発区域面積が1,000平方メートル以上の開発等事業については、別表7に規定する値以上の面積の公園、緑地を設置するものとする。

2 条例第57条第1項第4号から第10号(建築行為)による開発事業を行う事業者

は、事業区域面積が1,000平方メートル以上開発等事業については、別表7に規定する値以上の面積の公園、緑地を設置するものとする。

- 3 前2項の規定は、土地区画整理事業の施行中又は完了区域内には適用しない。

別表7

	種 別	多摩丘陵自然公園内	左記以外の地域
公園、緑地の設置	条例第57条第1項第1号による開発事業 (開発行為)	10%	6%
	条例第57条第1項第4号から第10号による開発事業 (建築行為)	7%	3%

- 4 都条例の適用を受ける開発事業については、前項の別表7に基づき設置される公園等の面積に都規則第52条第7号に定める基準に基づき設置される公共的緑地の面積を含めることを妨げない。

(公園、緑地の施設)

第22条 公園、緑地の1カ所の面積は、180平方メートル以上とするものとする。

- 2 公園、緑地の立地条件として次の各号に掲げるものを考慮するものとする。

- (1) 位置は、地形、土質その他環境条件の適否を勘案して選定する。
- (2) 原則として、高圧送電線下の土地及び鉄塔敷は含まない。
- (3) 1,000平方メートル以上の公園にあっては、必ず2辺以上が公道又は新設される道路に接するものとする。また、1,000平方メートル未満の公園にあっては、原則的には2辺とするが、地形、規模、配分方法等によっては1辺とすることができる
- (4) 公園は、開発区域内住民のみでなく、付近住民も利用しやすい位置に設けるものとする。
- (5) 公園敷地は、整形とするものとする。ただし、地形の関係上やむを得ず公園として有効な利用が図れないような土地を含む場合は、その部分を規定の公園面積には算入しない。

- 3 公園内の排水施設は、次の各号に掲げる事項を考慮するものとする。

- (1) 公園内には、雨水その他地表水を排除するために必要な排水施設又は雨水浸透施設を設置する。
- (2) 地表水排水施設は、広場及び園路の側辺、傾斜地の上端又は下端、湧き水を生じる場所その他必要な場所に設けるものとし、U字溝、L型溝、石材又はコンクリートを用いた側溝、透水管及び雨水樹を用いる。
- (3) 管渠は、その勾配及び断面積が排除すべき雨水又は地表水を支障なく流下させる

ことができるものであるとともに維持管理上支障のない規格、構造とする。

(4)排水施設については、下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第8条の規定を準用する。

4 公園の出入口は、次に掲げる事項を考慮するものとする。

(1)公園の出入口は、公園利用者のために適切な位置、箇所、数、構造を備えるとともに、災害時の避難場所としての効用を考慮して接道面に設置する。

(2)公園には、原則として、2カ所以上の出入口を設ける。

(3)公園の出入口は、作業用自動車、身体障害者用車椅子及び乳母車等が出入りできるバリアフリーに対応した構造とし、取りはずし可能な車止柵を施す。

(4)公園の出入口が歩道のない幅員6メートル以上の道路に面することとなる場合は、原則として、出入口の位置を道路の曲り角から5メートル以内にしない。

(5)公園の主な出入口には、利用者に見やすい場所に園名板及び由来板を設置する。

5 公園施設の整備については、次の各号に基づき市長と協議の上定めるものとする。

(1)公園面積の50パーセント以上を緑地化するものとし、緑地の面積は、次の方法により算出する。

ア 高木1本につき、3平方メートルとする。ただし、高木とは、成木で高さが3メートルを超える樹種をいい、また、植栽時点で、樹種にもよるが、原則として高さが2メートル以上とする。

イ 中木1本につき、2平方メートルとする。ただし、中木とは、成木で高さが2.0メートルを超える樹種をいい、また、植栽時点で、樹種にもよるが、原則として高さが1.2メートル以上とする。

ウ 低木1本につき、1平方メートルとする。ただし、低木とは、高・中木以外の樹種をいい、また、植栽時点で、樹種にもよるが、原則として高さが30センチメートル以上、枝張り幅が60センチメートル以上とする。

(2)休養施設としては、休憩所、ベンチ(相当数)及び日除け等を設ける。

(3)遊戯施設としては、ブランコ、すべり台、シーソー、ジャングルジム、ラダー、砂場、鉄棒及びこれらに類するものを設ける。

(4)便益施設としては、水飲み場、手洗場、散水栓、便所及びこれらに類するものを設ける。

(5)管理施設として、柵、照明灯、その他これらに類するものを設ける。

(6)広場は、芝又はダスト舗装等で防塵処理を施す。

(7)公園敷地は、その利用維持管理上必要な整地を行うものとし、表土は、良質の土壌によって、厚さ30センチメートル以上被覆するものとし、植樹帯を設ける場所については被覆する土壌の厚さを100センチメートル以上とする。

(緑の保全及び緑化)

第23条 事業者は、開発区域内に自然樹林地及び有効な植生地等が存する開発事業にあつては、整地及び建築物の配置等を考慮し、別表6の基準による緑の保全と回復に努めるものとする。

別表6

	開発区域面積	区域内緑地設置率
1	1,000㎡未満	開発区域面積の17%以上
2	1,000㎡以上3,000㎡未満	開発区域面積の32%以上
3	3,000㎡以上	開発区域面積の47%以上
備考	この表中の緑地設置率には、第21条に規定する公園、緑地の設置率を含む。	

(緑化・空地及び接道部緑化等の推進)

第24条 条例第57条第1項第4号から第10号までに掲げる開発事業については、事業者は建築行為に当たり原則として、敷地面積の2パーセント以上を緑化し、その算出は、次の方式による。

高木1本につき 3平方メートル

中木1本につき 2平方メートル

低木1本につき 1平方メートル。

- 2 事業者は、開発区域内の緑化計画に当たり既存樹木等がある場合は、その存する土地を公園等として配置するなどの配慮をして木を保存又は移植をし、可能な限り緑の保全に努めること。
- 3 事業者は、屋根緑化、ベランダ緑化、壁面緑化等により建築物緑化に努めるものとする。
- 4 事業者は、東京における自然の保護と回復に関する条例(平成12年東京都条例第216号)を遵守し、必要な措置を講じなければならない。

第10章 水辺を生かしたまちづくり

(雨水流出抑制施設)

第25条 事業者は、開発事業に当たり、都市型洪水の防止及び地下水のかん養を図るため、日野市雨水浸透施設設置事業に関する要綱(平成12年6月23日制定)第7条に規定する区域については、市長の指示するところにより、雨水浸透施設(浸透ます、浸透トレンチ)、浸透舗装及び雨水の再利用等の施設(以下「雨水流出抑制施設」という。)を設置するものとする。

(緑と清流のまちづくりに寄与する環境整備)

第26条 開発区域内又は開発区域に接して、湧水、水路又は池沼(以下「湧水等」という。)がある場合は、当該湧水等の保全及び整備を図るとともに、当該湧水等に至る公開の散策路の整備を行うものとする。

- 2 開発区域に隣接する水路についても、保全整備に努めるものとする。
- 3 水路に橋を架ける場合は、原則として開発区域が接道していない場合に限るものとする。
- 4 橋は、必要最小限の幅員とし景観を考慮したものとする。

第11章 農あるまちづくり

(農地隣接開発に関する措置)

第27条 農地隣接地において行う開発事業については、次に定める基準によるものとする。

(1) 農地に接する敷地境界線に沿って生け垣等で緑化する。

なお、生け垣は、高さが概ね1.2メートルの樹木を1メートルあたり2本以上植樹するものとする。

(2) 開発区域内の土地及び建築物を取得する者に対し、農地及び農作業の特性等を十分説明し、理解を得るよう努める。

第12章 上水道、下水道、污水处理施設の整備

(上水道)

第28条 事業者は、開発事業に当たり事業に係る上水道施設の整備について、水道法(昭和32年法律第177号)及び東京都給水条例(昭和33年東京都条例第41号)並びに市の計画に適合するよう施行するものとする。

- 2 事業者は、開発区域までに至る上水道施設及び開発区域内の上水道施設の設計、施行については、自らの費用で施行するものとする。ただし、市が直接設計施行する場

合は、その費用を負担するものとする。

- 3 開発事業に係る上水道施設でその管路敷が私道の場合は、地役権を設定するものとする。
- 4 開発区域に対する給水計画については、市長と協議するものとする。

(下水道、汚水処理)

第29条 公共下水道の排除方式は分流式とし、下水道施設は公共下水道計画に適合するよう計画するものとする。また、開発区域内の下水道施設は、次条の規定により事業者の負担において施行するものとする。なお、下水道施設とは、下水道本管、人孔、取付管、公共汚水枳などを指す。

- 2 開発区域内の公共下水道が供用開始されていない場合、事業者は、前項の規定により原則として下水道施設を設置すると共に、合併処理方式の汚水処理施設を設置するものとする。処理水の放流については、放流先の水質、水位、流量及び水利状況を十分把握し、下流の水利上必要な措置を講じるものとする。なお、処理水の水質基準は、別表によるものとする。また、事前協議申出書の提出に当たり、市長は必要に応じて放流先の管理者(以下「関係管理者」という。)の同意を求めることができるものとする。
- 3 集中汚水処理施設は、公共下水道が完備するまで、事業者の責任において維持管理するものとする。

(下水道、汚水処理施設)

第30条 計画汚水量は、次の各号を基準として定めるものとする。

- (1) 計画人口 1戸当たり3.5人とする。
- (2) 家庭汚水量 1人1日平均汚水量360リットルとする。
- 2 汚水処理施設は、公共下水道区域編入時における公共下水道への接続が容易にできるよう、その設置場所、構造等を考慮して定めるものとする。
- 3 処理水の水質基準は、別表7の区分によるものとする。

別表7

処理対象人員	水質(B.O.D)
200人以下	60PPM 以下
201人以上	10～15PPM 以下
備考 原則としては、東京都生活排水対策指導要綱及び東京都水質汚濁防止条例に準拠するものとする。	

- 4 汚水処理施設の維持管理は、管理専門業者(市指定)により点検及び清掃等を定期的 to 実施するものとする。なお、処理水の放流手前に検体採取枳(600×600)を設置するものとする。

5 公共下水道汚水施設は、次の各号を基準として定めるものとする。

(1) 流量の計算式は、次の式による。(マンニングの式)

$$Q = A \cdot V$$

$$V = 1 / n \cdot R^{2/3} \cdot I^{1/2}$$

Q：流量(立方メートル/秒)

A：流水の断面積(平方メートル)

V：流速(メートル/秒)

N：粗度係数(塩ビ管 $n = 0.010$)

(コンクリート管 $n = 0.013$)

R：径深(メートル)($= A / P$)

P：流水の潤辺長

I：勾配

(2) 管渠内の汚物等が停滞しないよう、流速は毎秒0.6メートルから3.0メートルの範囲内に設定されているものとする。ただし、起点より1スパンは8.0パーミル以上の勾配を確保するものとする。

(3) 地表勾配が大きくなる場合は、階段式にマンホールを設けるか又は適当な施設を設けるものとする。

(4) 管渠の最小管径は、塩ビ管200ミリメートルとする。

(5) 管渠を道路部分に埋設する場合は、最小土被りを0.6メートルとし、道路管理者の同意を得るものとする。この場合、宅地内の公共汚水柵の深さを十分考慮したうえで決定するものとする。

(6) 管渠の基礎は、原則として360度砂基礎とする。

6 公共下水道汚水管路施設のうち管渠である構造部分には、次のとおりマンホール又は柵を設けるものとする。

(1) 公共の用に供する管渠のはじまる箇所

(2) 下水の流路方向及び勾配が変わる箇所

(3) 管渠の断面が変わる箇所

(4) 管渠が合流する箇所。ただし、本管に対し小径の取付管を接続する場合を除く。

(5) マンホールの設置間隔は、管渠径300ミリメートル以下で最大間隔75メートルとする。

7 公共下水道汚水マンホールの規格構造は図—3に基づく構造とし、細部については次の各号に基づくものとする。

(1) 口環及び蓋は、図—5のとおり日野市の指定品とし、汚水の表示をした铸铁製とする。

(2) 足掛金物は、図—6のとおりポリプロピレン防被服を施した製品とする。

(3) マンホール内には、図—3に基づきインバートを付けて、流れを滑らかにする。

(4) 管渠は、原則として管頂接合とし、接合段差が60センチメートル以上となる場合は、図—4のとおり副管付マンホールとする。

8 宅地内に設置する公共下水道汚水枳は、図—8のとおり丸型の製品とする。

(排水施設)

第31条 事業者は、開発区域外の排水路について関係管理者と協議し、状況に応じ一時雨水を貯留する調整池その他の適当な施設を事業者の負担において設置するものとする。

2 事業者は、開発区域からの汚水、廃棄物等の流出により周辺地域の宅地及び農地等に被害を与えないようにするものとする。

3 事業者は、開発区域及びその周辺区域の雨水排水について、市長と協議の上、開発区域及び周辺の状況に応じ、排水施設、貯留施設、浸透施設等を、関係規定に基づき、設置するものとする。

(雨水排水)

第32条 計画雨水量は、次の各号を基準として定めるものとする。ただし、条例第57条第1項第4号から第10号に規定する開発事業の場合は、この限りではない。また、大規模な開発事業の場合は、公共下水道整備計画に適合するよう、別途市長と協議するものとする。

(1) 雨水流出量の算定方式は、合理式により算定するものとする。なお、排水面積は、開発区域はもとより地形の状況によっては開発区域外の土地を含めて考慮するものとする。

(2) 原則として、流出係数は0.70、降雨強度は50(ミリメートル/時間)とする。

2 雨水排水管渠の断面積は、次の事項を考慮し、マンニングの式により算出するものとする。

(1) 流速は、毎秒0.8メートルから3.0メートルの範囲内に設定されているものとする。

(2) 管渠の配置断面等は、下流ほど勾配をゆるく、かつ、流速を早くし、掃流力を大きくするよう配慮しながら試算を繰り返し行い決定するものとする。

(3) 地表勾配が、大きくなる場合は、階段式にマンホールを設けるか又は適当な施設を設けるものとする。

(4) 管渠の最小口径は、250ミリメートルとするものとする。

(5) 管渠を道路部分に埋設する場合は、最小土被りを0.6メートルとし、道路管理者の同意を得るものとする。

(6) 流量の計算式は、次の式によるものとする。(マンニングの式)

$$Q = A \cdot V$$

$$V = 1 / n \cdot R^{2/3} \cdot I^{1/2}$$

Q：流量(立方メートル/秒)

A：流水の断面積(平方メートル)

V：流速(メートル/秒)

N：粗度係数($n = 0.013$)

R：径深(メートル)($= A / P$)

P：流水の潤辺長

I：勾配

- 3 雨水排水施設のうち、管渠である構造部分には、次のとおりマンホール又は枥を設けるものとする。
 - (1) 公共の用に供する管渠のはじまる箇所
 - (2) 下水の流路方向及び勾配が変わる箇所
 - (3) 管渠の断面が変わる箇所
 - (4) 管渠が合流する箇所。ただし、本管に対し 小径の取付管を接続する場合を除く。
 - (5) マンホールの設置間隔は、管渠径300ミリメートル以下で最大間隔75メートルとする。
- 4 マンホールの規格構造は、接続する管渠の径、土被り、地形等により、図—3に基づく構造とし、細部については、次の各号に基づくものとする。
 - (1) 口環及び蓋は、図—5のとおり日野市の指定品とし、雨水の表示をした铸铁製のものとする。
 - (2) 足掛金物は、図—6のとおりポリプロピレン防錆被覆を施した製品とする。
 - (3) マンホール内には、図—3に基づきインバートを付けて、流れを滑らかにする。
 - (4) 管渠は、原則として管頂接合とする。副管は、原則として設置しない。
- 5 第2項ないし前項以外の雨水排水施設は、次の各号に基づくものとする。
 - (1) 路面排水施設は、原則として、LU型溝(図—2)を使用する。
 - (2) 雨水枥は、市で指定するもの(図—9)を使用し、蓋は、グレーチング製品を使用する。ただし、都市計画道路等広幅員の道路については、L型側溝を含めその都度協議により定める。
 - (3) 集水枥は、原則として、現場打ちで図—7に基づくものとし、蓋は、受枠付グレーチング製品を使用する。
 - (4) 取付管の勾配は、1.0パーセント以上とし、最小管径は、200ミリメートルとする。なお、本管の中心線より上方に支管を使用し取付ける。
 - (5) 排水の水路等への放流口については、当該水路の底及び側壁等の破壊を生じないような構造とし、その都度水路等の管理者と協議する。
 - (6) 道路交差点及び隅切り等の部分における雨水枥・集水枥等の取付けについては、その端より1メートル以上離して取付けをする。

- (7) 宅地内に設置する雨水桝等雨水排水施設は、市が定める浸透規制区域内の場所においては、非浸透式構造とし、かつ、貯留施設を設置するものとし、浸透規制区域外の場所においては、原則として図—10のとおり浸透式構造とする。
 - (8) 条例第57条第1項第4号から第10号に規定する開発事業のうち、小規模な事業の場合における雨水の計画流出量及び計画浸透量は、図—10に掲げる簡易計算方法により算定することができる。
- 6 大規模な開発事業の雨水排水計画は、公共下水道整備計画に整合するよう、別途市長と協議するものとする。

第13章 防災まちづくり

(がけ法面の保護)

第33条 事業者は開発事業に当たり、土地造成によるがけ崩れ、土砂の流出等を防止した計画をするものとする。

- (1) 開発区域に隣接して大きながけ法面等が存する場合は、原則としてその区域を開発区域に含めてがけ法面の改良をするよう計画するものとする。
 - (2) 造成計画は、大きながけ法面が生じないように計画する。やむを得ず大きながけ法面を生ずる場合は、原則として地質、降雨、日照、通風、防災等を勘案し計画するものとする。
 - (3) 現存する大きながけ法面等で埋蔵文化財及び保存樹木等の保護のため地形を変えることが困難な場合は、原則として東京都建築安全条例(昭和25年東京都条例第89号)第6条の規定を勘案し、土地利用計画を行うものとする。
- 2 事業者は、擁壁を設ける場合宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第3条に基づく宅地造成工事規制区域は勿論のこと、その他の区域にあっても宅地造成等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第6条から第15条までの規定を準用するものとする。ただし、宅地造成工事規制区域外で高さが2.0メートルを超える擁壁については、原則として建築基準法(昭和25年法律第201号)第88条第1項の規定による工作物の確認を受けけるものとする。

(防災計画)

第34条 事業者は、地形、地質、過去の災害等の調査を十分行い開発区域の安全を確保するとともに、その周辺地域に対しても災害を防止する措置を講じるものとする。

- 2 事業者等は、当該開発事業に起因して災害が発生したときは、事業者等の責任において、速やかに適切な措置を講じ、その責任を負うものとする。
- 3 100戸以上の集合住宅(単身者用共同住宅の場合は150戸以上とする。)を建築する

事業者は、災害時に当該建築物の住民に供する災害備蓄品を保管する災害備蓄倉庫を6平方メートル以上の空間を設置し、自主管理により災害時に必要なものを備蓄するよう当該建築物の管理者に引き継ぐものとする。

(消防水利等)

第35条 事業者は、開発事業に当たり、次に定める基準により設置するものとする。

- (1) 開発行為で開発面積が2,000平方メートル以上のものについては、原則として40立方メートル以上の防火水そうを設置するものとする。1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものについては、別途市長と協議するものとする。
 - (2) 建築行為で開発面積が1,000平方メートル以上のものについては、原則として40立方メートル以上の防火水そうを設置するものとする。500平方メートル以上1,000平方メートル未満のものについては、別途市長と協議するものとする。
 - (3) 住宅計画戸数が30戸以上のものについては、40立方メートル以上の防火水そうを設置するものとする。
 - (4) 開発区域が既設の消防水利(消火栓を除く。)から140メートル以内に入り、充足されているメッシュの場合は、防火水そうの設置を免除することができる。
 - (5) 消火栓の設置については、別途市長と協議するものとする。
- 2 消防水利として設置する40立方メートル級の防火水そう(図—11)は、次の基準によるものとする。なお、タイプは、空地用及び公園用とし、空地用は幅1メートルの用地を確保し、道路を除く3面に高さ1メートル以上の鉄パイプ柵を設けるものとする。公園用は、土被り1メートル以上の地下式とする。ただし、道路盤面と貯水そうの低位置との差は、4.5メートル以内とする。
- (1) 水そうの主要構造は、次のとおりとする。
 - ア 躯体のコンクリートの厚さは、すべて250ミリメートル以上とする。
 - イ 鉄筋は、すべて直径13ミリメートル以上とし、複鉄筋断面とする。
 - ウ 配筋の間隔は、300ミリメートル以下とし、最小鉄筋かぶりは、60ミリメートル以上とする。
 - エ 水そうの内面には、防水工(厚さ10ミリメートル以上の防水モルタルを2回塗りとする。)を施す。
 - (2) 道路側に面した両端に円型(内径600ミリメートル以上)の蓋付吸管投入口を取付ける。なお、蓋は、図—12に示す下水道用マンホール蓋と同等のものとする。
 - (3) 吸管投入口の直下に深さ50センチメートル以上で、かつ、1辺が1メートル以上の「柵型ストレーナ入れ」を2カ所設けるものとする。
 - (4) 吸管投入口より水そう内に降りられるようタラップを設ける。なお、タラップには、さび止めを施す。
- 3 消防水利の標識は、次のとおりとし、消火栓及び防火水そうについては、枠を黄色

い反射塗料で塗るものとする。

(1) 防火水そう(市に帰属する場合) 図—13—(1)

(2) 防火水そう(事業者管理の場合)及びその他の水利 図—13—(2)

4 消防水利標識は、原則として、消防水利から5メートル以内で、かつ、道路から見やすい位置に設けるものとする。

第14章 補則

(公共、公益施設用地の帰属及び寄附の手続)

第36条 事業者は、市の帰属となる公共、公益施設用地の所有権移転の登記に必要な一切の書類を工事完了後速やかに市長に提出するものとする。

2 事業者は、公共施設の区域を明確にするため、市の境界石等を設置すること。

(公共、公益施設等の無償譲渡及び管理)

第37条 事業者は、市が管理に当たる公共、公益施設を無償譲渡するものとし、その譲渡については、日野市公有財産規則(昭和39年規則第11号)の規定を準用し行うものとする。

2 公共、公益施設で市が指定するものは、工事完了後当分の間、事業者等の責任において、管理するものとする。

(優先入居)

第38条 事業者は、開発事業を行うに当たり、市内住民の優先入居、優先分譲について十分配慮するものとする。

(転入届等)

第39条 事業者は、入居者に住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)による転入届等の手続を行うよう必要な措置を講じるものとする。なお、転入届等とは、転居届、転出届、世帯主変更届、世帯分離、世帯合併及び戸籍に関する届出とする。

(指導担当)

第40条 指導基準に基づく指導担当課は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 総合窓口 まちづくり部都市計画課

(2) 道路及び交通安全に関すること。まちづくり部道路課

(3) 官民境界に関すること。まちづくり部道路課

(4) 環境への配慮に関すること。環境共生部環境保全課

(5) 公園及び緑化に関すること。環境共生部緑と清流課

(6) 下水道に関すること。環境共生部下水道課

- (7) 上水道に関すること。環境共生部水道工務課
- (8) 清掃に関すること。環境共生部ごみゼロ推進課
- (9) 防災に関すること。総務部防災課
- (10) 防犯に関すること。総務部総務課
- (11) 埋蔵文化財に関すること。教育部文化スポーツ課
- (12) 福祉に関すること。健康福祉部生活福祉課
- (13) 高齢福祉に関すること。健康福祉部高齢福祉課
- (14) 住民基本台帳及び住所に関すること。市民部市民窓口課

(委任)

第 41 条 この指導基準に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この指導基準は、条例の施行の日から施行する。